

新旧対照表（千葉市文化ホール管理規則の一部改正）

改正前	改正後
千葉市文化ホール管理規則 第 1 条～第 1 2 条 （略） （利用料金の返還） 第 1 3 条 条例第 1 2 条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （ 1 ）（略） （ 2 ） _____ _____ _____ <u>使用しようとする日の 3 0 日前ま</u> _____ <u>でに使用の取消しを届け出た場合</u> 以下 （略）	千葉市文化ホール管理規則 第 1 条～第 1 2 条 （略） （利用料金の返還） 第 1 3 条 条例第 1 2 条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （ 1 ）（略） （ 2 ） <u>文化ホールの施設（会議室を除く。）につ</u> <u>いては使用しようとする日の 3 0 日前、会議</u> <u>室については使用しようとする日の 7 日前ま</u> <u>でに使用の取消しを届け出た場合</u> 以下 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

平成28年4月1日使用分から適用